

グランメッセ熊本利用規程（改訂）

（目的）

第1条 この規程は、熊本産業展示場（以下「グランメッセ」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

（利用申し込みの受付）

第3条 利用申し込みの受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うものとする。但し、熊本産業文化振興株式会社の代表取締役（以下「代表取締役」という。）が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 展示ホールの全面、3/4の利用 利用開始日の24ヶ月前の日の属する月の初日

(2) 展示ホールの2/4、1/4の利用 利用開始日の12ヶ月前の日の属する月の初日

(3) 多目的（コンベンション）ホール、大会議室、中会議室

① 展示ホールと一体的に利用する場合 (1) (2) に定める時期から

② 多目的（コンベンション）ホール 利用開始日の6ヶ月前の日の属する月の初日

③ 大会議室、中会議室 利用開始日の3ヶ月前の日の属する月の初日

(4) 屋外展示場のみの利用 利用開始日の3ヶ月前の日の属する月の初日

2 前項の受付は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。）に規定する休日及びグランメッセの休館日を除き、毎日午前8時30分から午後5時30分までの間に行うものとする。

（利用料金）

第4条 利用料金は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用料金は、別表1に掲げる額とする。

(2) 設備の利用料金は、別表2に掲げる額とする。

（利用料金の納入）

第5条 グランメッセの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、代表取締役の発行する請求書により、前条に定める利用料金を、次のとおり納入しなければならない。但し、代表取締役が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 展示ホールの利用にあつては、代表取締役が指定する期日までに基本利用料金（時間外料金含まず）の30%の相当額を、利用日の1週間前までに70%相当額を納入するものとする。なお、展示ホールに併せて多目的（コンベンション）ホール、大会議室、中会議室、屋外展示場を利用する場合は、これらの基本利用料金（時間外料金含まず）も同様とする。

(2) 多目的（コンベンション）ホール、大会議室、中会議室、屋外展示場の利用（(1)の場合を除く。）にあつては、利用日の1週間前までに基本利用料金（時間外料金含まず）の全額を納入するものとする。

(3) 展示ホール、多目的(コンベンション)ホール、大会議室、中会議室、屋外展示場の時間外料金、展示ホール、多目的(コンベンション)ホールの冷暖房設備、展示ホールの可動席、電気設備、水道設備、ガス設備およびその他附属設備等の利用にあっては、利用終了後利用料金の全額を代表取締役が指定する期日までに納入するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 既納の利用料金は、返還しない。但し、天災、その他やむを得ない事由であつて、次の各号に掲げるときは、利用料金の還付を行うことができる。

(1) グランメッセの施設及び設備等の全部又は一部を利用させることができないと代表取締役が認めるとき

(2) 利用者が催事等の開催を取りやめることが公益上やむを得ないと代表取締役が認めるとき

(利用の承認)

第7条 施設及び設備等の利用申込みが行われた場合、代表取締役は申請書を取りまとめ、定例(二ヶ月に一回)に開催されるグランメッセ熊本評議会(以下「評議会」という。)において利用承認手続きを行う。

2 評議会は、利用申請が行われた申請書を一括して審議し、承認若しくは否認する。

但し、利用申請日から利用予定日の間に評議会が開催されない場合の利用許可は、代表取締役が専決し、評議会において報告するものとする。

(利用の許可)

第8条 代表取締役は、利用者の予約金の入金を確認したのち、施設及び設備等の使用許可証を発行する。

(利用許可の取り消し)

第9条 熊本産業展示場条例第8条により利用許可の取り消しを行うものとし、また、熊本産業展示場管理業務仕様書第7の1の(3)に従い、管理上支障があると認めるものとして次の項目を明確にする。なお、この措置によって利用者が損害を被ることがあっても、熊本産業文化振興株式会社はその責めを負わないものとする。

(1) 天災等の不可抗力により施設の使用が不能となったとき。

(2) 熊本県が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用するとき。

(3) 大規模災害発生時に熊本県が広域防災活動拠点として使用するとき。

(4) 事故の発生や施設の工事遅延、設備の破損など不測の事態により施設の使用が不能となったとき。

(利用の取り消しの申し出等)

第10条 利用者は、利用の取り消しを申し出ることができる。

2 代表取締役は、前項の取り消しが利用者の責めに帰すべき事由によるときは、別表3の違約金を利用者に請求することができる。

なお、違約金の額が既納の利用料金を上回る場合はその差額を請求し、下回る場合は、第6条の規定にかかわらず、その差額を返金することができるものとする。

(利用計画書の提出)

第11条 利用者は、代表取締役の指定する日までに、利用計画書その他代表取締役が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 代表取締役は、提出された利用計画について必要があると認めるときは、利用者に対して計画の変更、修正を指示することができる。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、施設及び設備等について許可を受けた目的外に利用してはならない。

2 利用者は、施設及び設備等の利用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(利用者の責任)

第13条 利用者は、善良な管理者の責任をもって、施設を利用しなければならない。

2 利用者は出展業者、関連業者、装飾業者、その他下請業者等の行為も含め利用期間中に発生した火災及び事故等において一切の責任を負うものとする。

3 利用者は、自己の責任において展示品等の管理を行うものとする。
熊本産業文化振興株式会社は展示品等の盗難などについての責任は一切負わないものとする。

4 利用期間中の警備、清掃及びごみ処理については、利用者の責任と負担により行うものとする。

5 施設及び設備等の利用に伴う安全の確保等については、利用者の責任と負担により行うものとする。

6 利用者は、施設、設備および備品等をき損、汚損又は滅失した場合、原状に復する責任を負うものとする。

7 利用者は、グランメッセの建物内が全面禁煙であることを了解するとともに、入場者等に対し代表取締役が指定する場所での喫煙遵守を周知するなど、受動喫煙の防止に努めるものとする。

(職員の立入り)

第14条 代表取締役は、グランメッセの管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設に職員又は委任した者を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

2 利用者は、前項により指示を受けたときは、それを拒んではならない。

(利用者の遵守事項)

第15条 利用者及びその者の利用目的に応じて入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) あらかじめ承認を受けないで、施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。

(2) あらかじめ承認を受けないで、危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと、又はそのおそれのある者を入場させないこと。

(3) あらかじめ承認を受けないで、施設内で寄付金の募集、物品の販売、飲食物の提供を行わないこと、又は第三者にさせないこと。

(4) 騒音若しくは怒声を発し、若しくは暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をせず、又はそのおそれのある者を入場させないこと。

- (5) 利用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (6) 利用許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- (7) 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、代表取締役が指示した事項。

(入場の制限等)

第16条 代表取締役は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) グランメッセにおける秩序若しくは風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者。
- (2) この規程又は係員の指示に違反した者。
- (3) その他グランメッセの管理上支障があると認められる者。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設及び設備等の利用を終了し、又は熊本産業展示場条例第9条の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者の責任と負担により、速やかに利用に係る施設等を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(き損等の届出)

第18条 施設、設備および備品等をき損、汚損又は滅失した者は、直ちにその旨を代表取締役に届け出なければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、グランメッセの利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成26年2月12日 一部改訂)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日 一部改訂)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年12月1日 一部改訂)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(平成29年9月1日 一部改訂)

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

(平成29年10月1日 一部改訂)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(令和元年7月1日 一部改訂)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(令和元年10月1日 一部改訂)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(令和2年3月1日 一部改訂)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

(令和2年4月1日 一部改訂)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年5月1日 一部改訂)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

(令和3年4月1日 一部改訂)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(令和5年8月1日 一部改訂)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

(令和6年4月1日 一部改訂)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1) 施設の利用料金

■基本利用料金 (税込)

区 分		単 価					
		午前 9 時か ら午後 5 時 までの使用	午前 9 時 から正午 までの使 用	午前 9 時 から午後 1 時まで の使用	正午から 午後 5 時 までの使 用	午後 1 時 から午後 5 時まで の使用	午後 5 時か ら午後 9 時 まで及び午 後 9 時から 翌日午前 9 時までの使 用 1 時間 につき
展示ホール	全面の使用	1,355,200 円	510,400 円	677,600 円	849,200 円	677,600 円	180,400 円
	4 分の 3 の使用	1,016,400 円	382,800 円	508,200 円	636,900 円	508,200 円	135,300 円
	4 分の 2 の使用	677,600 円	255,200 円	338,800 円	424,600 円	338,800 円	90,200 円
	4 分の 1 の使用	338,800 円	127,600 円	169,400 円	212,300 円	169,400 円	45,100 円
多目的(コン ベンション) ホール	全面の使用	112,200 円	42,350 円	56,100 円	70,400 円	56,100 円	15,950 円
	5 分の 3 の使用	67,320 円	25,410 円	33,660 円	42,240 円	33,660 円	9,570 円
	5 分の 2 の使用 ※	44,880 円	16,940 円	22,440 円	28,160 円	22,440 円	6,380 円
大会議室	全面の使用	40,920 円	15,345 円	20,460 円	25,575 円	20,460 円	5,280 円
	3 分の 2 の使用 ※	27,280 円	10,230 円	13,640 円	17,050 円	13,640 円	3,520 円
	3 分の 1 の使用 ※	13,640 円	5,115 円	6,820 円	8,525 円	6,820 円	1,760 円
中会議室		27,280 円	10,230 円	13,640 円	17,050 円	13,640 円	3,520 円
屋外展示場		1 平方メ ートルご とにつき 31.6 円	1 平方メ ートルご とにつき 11.9 円	1 平方メ ートルご とにつき 15.8 円	1 平方メ ートルご とにつき 19.8 円	1 平方メ ートルご とにつき 15.8 円	1 平方メ ートルご とにつき 4.5 円

- 利用時間については、会場の設営及び撤去の時間も含む。
- 土・日・祝日の「展示ホール」利用料金は 1 割増。
- 準備・撤去の場合の「展示ホール」「多目的(コンベンション)ホール」の利用料金は 3 割引。
- 17 時から 21 時の間、または 21 時から翌日 9 時の時間外の利用については、1 時間あたりの利用料金で受付ける。
- 17 時から翌日 9 時の利用が 1 時間未満の場合は、1 時間単位に切り上げて計算。
- 展示、催しその他これらに類する行為のための屋外展示場以外の屋外施設(芝生広場、交流広場、花と緑の広場、プロムナード等)の使用における単価は屋外展示場の単価とする。
- 入場料金を徴収して行う興行の場合は税込最高料金の 100 人分を別途請求する。
- ※印については、事前に相談。

(別表2) 設備の利用料金

■設備の使用に係る単価 (税込)

(円)

区 分		単 価
展示ホールの冷暖房 設備	全面の使用	1時間につき 52,800 円
	4分の3の使用	1時間につき 39,600 円
	4分の2の使用	1時間につき 26,400 円
	4分の1の使用	1時間につき 13,200 円
多目的(コンベンション) ホールの冷暖房設備	全面の使用	1時間につき 2,990 円
	5分の3の使用	1時間につき 1,794 円
	5分の2の使用	1時間につき 1,196 円
展示ホールの可動席	全席の使用	1日につき 175,560 円
	770席分の使用	1日につき 101,640 円
電気設備		一式1キロワット時ごとにつき 50.3 円
水道設備		一式1立方メートルごとにつき 384.5 円
ガス設備		一式1立方メートルごとにつき 736.5 円
その他設備		知事が定める額

備考：電気設備、水道設備、ガス設備の使用料又は利用料金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

*利用時間は、設備の運転を開始したときから終了したときまでの時間とする。

■備品の使用に係る単価 (税込)

(円)

場所	品名	規格等	保有数	単価	備考
展 示 ホ ー ル	イス	D500×W500×H750	3,200	110	
	長机	D600×W1800×H700	600	220	
	講演用演台	D480×W1200×H1035	1	550	
	司会者用演台	D480×W650×H1035	1	550	
	花台	D550×W550×H750	1	330	
	ステージ	一台 (2440 × 2440 × H1200 ~ 1800)	59	5,500	
		設営及び撤去 (1台あたり)	59	2,200	
	バックドロップ幕	W2440×H4800	10	1,100	
		W2440×H3600	19	1,100	
		W1220×H3600	3	1,100	
		設営及び撤去 (1枚あたり)	32	1,100	
	ケーブルガード	W870	20	550	
	美術ボタン	Aゾーン1 Bゾーン1 Cゾーン3 Dゾーン1	6	1,100	
	ライトボタン	Cゾーン4 Dゾーン1	5	1,100	
コンセントボックスボタン	Cゾーン1	1	1,100		
バック幕ボタン	Cゾーン1	1	1,100		

	東西バトン	Cゾーン2 Dゾーン2	4	2,200	
	バック幕	W6000×H10000	4	2,200	
		設営及び撤去（1枚あたり）	4	1,100	
	バック幕	W6000×H7000	9	2,200	
		設営及び撤去（1枚あたり）	9	1,100	
	調光卓	D600×W2086×H820	1	3,300	
	スポットライト	1kw	60	550	
	ピンスポットライト	2Kw	2	2,200	
	催事用平台	D750×W1800×H800	40	1,100	
	ダストコンテナ	400L	4	550	
	ダストコンテナ	800L	6	1,100	
	大型スクリーン	W8000×H6000	1	55,000	
		設営及び撤去（1回あたり）	1	2,200	
	プラスチックポールスタンド (チェーン付)	W260×H860	120	240	
	ガス漏れ警報器(電気コンセント式)	W80×H62×D30 210g	15	550	
全館共通	お客様の都合による 間仕切り開閉	1回（開扉又は閉扉）	—	5,500	
	ワイヤレスマイクハンド	展示ホール同時使用は4本	11	1,100	
	ワイヤレスマイクピン	その他の同時使用は2本まで	11	1,100	
	マイク（有線）ハンド		11	1,100	
	マイクスタンド		10	無料	
	卓上マイクスタンド		7	無料	
	コードレス電話		10	1,100	
	トランシーバー(デジタル)	5W	10	1,100	
	移動PAセット		1	5,500	
	AVセット	32インチテレビ、ブルーレイ	2	2,200	
	表彰盆		2	550	
	消火器	10型 W200×H445 Φ127	10	550	
	手ぶら拡声器(パワーギガホン)	20W	2	1,320	
	パネルパーテーション (3連タイプ)	W800+1200+800×H1800	8	2,200	
		設営及び撤去（1台あたり）	8	1,100	
	サーモグラフィーカメラ (専用三脚・モニター付)	138.3×138.3×123.1 最大同時20人測定	4	6,600	
		設営及び撤去（1台あたり）	4	2,200	
ハンディ サーモグラフィーカメラ (専用三脚付)	62.5×192.4×72.2 1人測定	4	2,200		
	設営及び撤去（1台あたり）	4	1,100		
スクリーンパーテーション	W1200×H1800	20	990		

その他	コインロッカー	400×360 (1個につき) 1回あたり	16	300	
	コインロッカー	530×360 (1個につき) 1回あたり	12	400	
	コインロッカー	780×360 (1個につき) 1回あたり	8	700	

C V ホ ール	CV ホール長机	D450×W1800×H700	84	無料	
	CV ホールイス	D460×W560×H850	500	無料	
	CV ホールステージ	D2400×W6000 H200/400	1	5,500	
	CV ホール丸テーブル	1800Φ	24	330	
	CV ホール 丸テーブルスカーツ	1800Φ用	24	550	
	CV ホール金屏風	H1800×570×6枚	2	2,200	
	CV 専用 大型プロジェクター	パナソニック PT-RZ970JLW 光出力 10,000LM	1	11,000	250インチ 縦4300×横5735
	CV 専用資料提示装置(OHC)	OHP として使用	1	5,500	
	CV ホール演台	D450×W900×H1050	1	無料	
	CV ホール司会者用演台	D450×W600×H1050	1	無料	
	CV ホール花台	D450×W450×H750	1	無料	
	CV ホールピンスポット	670W	2	2,200	
	C V ホ ール ・ 会 議 室 共 通	移動型液晶プロジェクター (ブルーレイ付)	パナソニック PT-TW351RJ 光出力 3,300LM	2	7,480
移動型資料提示装置(OHC)		ソニー VID-P100	1	5,500	
移動型スライド映写機		横河 VIP300AFR	1	3,850	
移動型 OHP		エルモ HP-2850	1	3,300	
移動型スクリーン (120インチ)		120インチ (縦1900×横2500)	1	2,200	大中会議室には 埋込スクリーン有
移動型ホワイトボード		縦850×横1700	各室1	無料	大中会議室には 埋込ボード有
移動型電子ホワイトボード		縦910×横1800	2	2,200	
手元灯り			6	550	
水差し			2	無料	
おしぼり			10	無料	

注) ①料金は1日あたりの料金です。(準備・撤去のみの利用日は無料)

②当日の備品お申し込みについては、原則として対応できませんので、予めお申し込み下さい。

③CVは多目的(コンベンション)の略

(別表3) 違約金

区分	利用の取り消しの申し出があった日				
	利用開始日の12ヶ月前の日以降	利用開始日の6ヶ月前の日以降	利用開始日の3ヶ月前の日以降	利用開始日の1ヵ月前の日以降	利用開始日の7日前の日以降
展示ホール 3ゾーン以上	30%	50%	70%	70%	100%
展示ホール 2ゾーン以下	発生しない	30%	50%	70%	100%
多目的(コンベンション) ホール	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない	100%
大会議室 中会議室	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない	100%
屋外展示場	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない	100%

注)・上記の率は、施設の利用料金(別表1)に対する率を表す。

熊本産業展示場使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 熊本産業文化振興株式会社
代表取締役 田嶋 明彦 様

申請者 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)
〒

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

印

グランメッセ熊本利用規程を遵守することを誓約し、
熊本産業展示場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的		
使用施設等	使用期間	使用区分※
展示ホール	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	①全 面 ②3/4 ③2/4 ④1/4 希望ゾーン ()
	準備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	開催 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	撤去 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
コンベンション ホール (多目的ホール)	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	①全 面 ②3/5 ③2/5
	準備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	開催 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	撤去 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
大会議室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	①全 面 ②2/3 ③1/3
中会議室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
屋外展示場	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	m ²
入場予定人員	実数： 人 延べ 人	
入場料金徴収の有無	有 (最高入場料金 円) ・ 無	
入場制限の有無	有 ・ 無	
使用付帯設備	1 冷暖房設備 (① 展示ホール ・ ② 多目的ホール) 2 展示ホールの可動席 (① 全席 ・ ② 770席) 3 電気設備 4 水道設備 5 ガス設備 6 その他 ()	
使用責任者	連絡先：〒 _____ 電話： _____ 氏名： _____ FAX： _____	
備考：※については、該当数字に○をつけること。また、屋外展示場の使用区分については、使用面積を記入すること。		

<使用許可申請書 記入例>

別記第1号様式(第5条関係)

熊本産業展示場使用許可申請書		
指定管理者 熊本産業文化振興株式会社 代表取締役 田嶋 明彦 様		年 月 日
申請者 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地) 〒		印
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)		
グランメッセ熊本利用規程を遵守することを誓約し、 熊本産業展示場を使用したいので、次のとおり申請します。		
使用の目的		
使用施設等	使用期間	使用区分※
展示ホール	準備	①全 面 ②3/4 ③2/4 ④1/4 希望ゾーン ()
	開催	
	撤去	
コンベンション ホール (多目的ホール)	準備	①全 面 ②3/5 ③2/5
	開催	
	撤去	
大会議室		①全 面 ②2/3 ③1/3
中会議室		
屋外展示場		m ²
入場予定人員	実数： 人 延べ 人	
入場料金徴収の有無	有 (最高入場料金 円) ・ 無	
入場制限の有無	有 ・ 無	
使用付帯設備	1 冷暖房設備 (① 展示ホール ・ ② 多目的ホール) 2 展示ホールの可動席 (① 全席 ・ ② 770 席) 3 電気設備 4 水道設備 5 ガス設備 6 その他 ()	
使用責任者	連絡先：〒	
	氏名： _____	電話： _____ FAX： _____
備考：※については、該当数字に○をつけること。また、屋外展示場の使用区分については、使用面積を記入すること。		

展示会・講演会等、使用の目的を
ご記入ください。

使用される日時をご記入ください。
記載される時間は、9時00分、
13時00分、17時00分といった
基本貸出時間、または8時00分、
18時00分、19時00分といった
1時間単位の延長時間をご記入
ください。

必要な項目をご記入ください。

申請日をご記入ください。

申請者をご記入ください。この名称で
請求書や使用許可証を発行いたします。
法人(組織)での申請の場合は、その法人
(組織)を代表できる方の役職・氏名を
ご記載の上、押印をしてください。

書類や連絡等の窓口になられる方の
住所・部署・氏名・連絡先をご記入
ください。

※仮予約から10日以内に、使用許可申請書の
ご提出をお願いいたします。
※押印の後、原本をご郵送またはご持参ください。
※エクセルで入力された場合はPC環境により
文字が隠れることがあります。適宜修正をお願い
いたします。

熊本産業展示場変更使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 熊本産業文化振興株式会社
代表取締役 田嶋 明彦 様

申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		